

令和8年3月18日（水）  
香川県広域水道企業団 財産契約課  
担当者：川松、瀧  
ダイヤルイン：087-826-6114

## 入札参加有資格業者を指名停止

### 1 事案の概要

日本郵便株式会社は、一般貨物自動車運送事業の運営について、貨物自動車運送事業法等関係法令の規定に違反する事実が確認されたとして、令和7年6月25日、国土交通省から一般貨物自動車運送事業の許可を取り消された。

また、貨物軽自動車運送事業に係る点呼不適切事案に関して、国土交通省の監査により違反事実が確認された営業所は、令和7年10月1日から順次、車両停止処分を受けていた。令和8年2月10日には、処分通知が終了し、処分を受けた営業所は1,862となったことが、同省から発表された。

このことは、香川県広域水道企業団物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領別表第21の項（不正又は不誠実な行為）に該当するので、同要領第2条第1項に基づき、指名停止を行う。

### 2 指名停止業者の名称・所在地・指名停止期間

業者名等	指名停止期間
日本郵便株式会社 代表取締役 小池 信也 東京都千代田区大手町二丁目3番1号	令和8年3月18日～令和8年5月17日 (2か月間)

### 3 当該業者との契約状況（令和6年度以降）

令和6年度 69,958千円

令和7年度 67,570千円（令和8年2月末現在）

## 香川県広域水道企業団物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（抄）

（指名停止等）

第2条 企業長は、有資格業者が別表の左欄に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じてそれぞれ同表の右欄に定める期間の範囲内において期間を定め、当該有資格業者に対して指名停止を行うものとする。

別表（第2条—第5条・第10条関係）

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 21 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内